

議案第57号

財産を無償で貸し付けること（鳥取市武道館用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市東町一丁目326番ほか1筆	3,634.47平方メートル

2 相手方

鳥取市幸町71番地

鳥 取 市

3 貸付期間

令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

4 理 由

武道の普及と競技力向上を図るため、鳥取市武道館の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。